

## 官報

1814 年以來のオランダ王国の公式出版

第 20957 号

4 月 22 日

2016 年

### 名古屋議定書実施法 ( *Wet implementatie Nagoya Protocol* ) の規制当局と国の窓口を指定する 2016 年 3 月 31 日の農業大臣省令、第 WJZ / 15163191 号

農業大臣は、

名古屋議定書実施法の第 4 条第 1 項および第 4 項 ( a ) を考慮して、

下記の通り決定した。

#### 第 1 条

オランダ食品・消費者製品安全局 ( NVWA ) に雇用されている職員は、名古屋議定書実施法の下にある又はそれに従う規定の遵守に関する監視責任を負う。

#### 第 2 条

ワーゲニンゲン大学 ( WUR ) に所属するオランダ遺伝資源センター ( CGN ) は、名古屋議定書実施法第 4 条第 1 項に規定されている取得の機会及び利益の配分に係る国の窓口である。

#### 第 3 条

本省令は、掲載された官報の発行日の翌日に発効する。

#### 第 4 条

原文タイトル : Decree of the Minister for Agriculture of 31 March 2016, No. WJZ/15163191, designating regulators of and National Contact Point for the Nagoya Protocol Implementation Act (Wet implementatie Nagoya Protocol)

原文リンク : <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/49B9FD03-6B44-D61C-3FAD-1C98273BC9A4/attachments/Decree%20designations.pdf>

( 最終アクセス日 : 平成 31 年 1 月 22 日 )

本省令は、以下のように引用される：名古屋議定書実施法の規制当局を指定する省令。

本省令は、政府官報に掲載される。

ハーグ、2016年3月31日

農業大臣

M.H.P. ファン・ダム